

島 生 環 甲第250号  
島 警 甲第2150号  
島 生 企 甲第79号  
島 刑 企 甲第240号  
島 交 企 甲第1342号  
島 備 一 甲第175号  
平成29年4月20日

各 所 属 長 殿

保存期間	5 年
------	-----

島 根 県 警 察 本 部 長

島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱の制定について（通達）

サイバー空間の脅威が増大・深刻化する中、警察がこれら事象に迅速的確に対処していくためには、コンピュータやネットワーク技術に関する最新の知見や高度な見識が求められる状況にある。

こうした状況に対処するため、情報通信技術に関して高度かつ最新の技術を有する研究者、技術者等の知見を活用するため、この度、「島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱」を定め、平成29年4月20日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

## 別添

### 島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー（以下「テクニカルアドバイザー」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 運用方針

テクニカルアドバイザーの運用方針は、次のとおりとする。

- (1) 捜査員一般のサイバー犯罪捜査に係る知識の底上げに努めること。
- (2) サイバー犯罪捜査の中核を担うハイレベルの捜査員の育成に努めること。
- (3) 警察職員が最新の知識を保持するように努めること。
- (4) 犯罪捜査及び犯罪対策の観点から実務に役立つ知識を幅広く提供するように努めること。

#### 3 任務

テクニカルアドバイザーの任務は、次のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪捜査及び対策に係る知識、技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪捜査及び対策に関する捜査員等への講演などの実施
- (3) 最新の情報通信技術等に関する情報提供
- (4) サイバー犯罪の被害防止のための広報啓発活動に係る助言
- (5) その他警察本部長の特命事項

#### 4 委嘱

- (1) 警察本部長は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、人格、行動等について社会的信望を有する者にテクニカルアドバイザーを委嘱するものとする。

ア 情報通信企業の職員や大学教授等、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する者

イ テクニカルアドバイザーとしての業務を遂行し得るに足る体力、人格、及び教養を有し、かつ、当該業務に熱意があること。

ウ 企業等の被雇用者である場合は雇用者等からの承認を得られる者

- (2) 生活安全部生活環境課長（以下、「生活環境課長」という。）は、(1)の要件を満たす者を選考の上、島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー推薦書（様式第1号）により、警察本部長に推薦するものとする。
- (3) 警察本部長は、テクニカルアドバイザーを委嘱するときは、委嘱状（様式第2号）を交付するものとする。

#### 5 任期

テクニカルアドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 6 解嘱

- (1) 警察本部長は、テクニカルアドバイザーが辞意を表明したとき、又はテクニカルアドバイザーとして任務を遂行させることが適当でないと認めたときは、解嘱

することができるものとする。

- (2) 生活環境課長は、テクニカルアドバイザーに解嘱の事由が生じたときは、島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー解嘱事由報告書（様式第3号）により、速やかに警察本部長に報告するものとする。

## 7 運用

- (1) 所属長は、テクニカルアドバイザーの支援を受ける必要があると認めるときは、島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー派遣要請書（様式第4号）により、生活環境課長に依頼するものとする。
- (2) 生活環境課長は、依頼の内容を精査して支援の必要性を判断するとともに、テクニカルアドバイザーと十分な調整を行った上で、支援内容等を決定するものとする。
- (3) 生活環境課長は、必要に応じ、島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー派遣通知書（様式第5号）により、支援活動の日時等をテクニカルアドバイザー及び依頼先の所属長に通知するものとする。
- (4) 支援を受けた所属長は、支援活動の結果を島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー活動結果報告書（様式第6号）により生活環境課長へ報告するものとする。

## 8 遵守事項

テクニカルアドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) テクニカルアドバイザーの業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) テクニカルアドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。
- (3) その他テクニカルアドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

## 9 謝金等

テクニカルアドバイザーに謝金の支払い及び交通費等の費用弁償をする。

## 10 担当部署

テクニカルアドバイザーに関する業務は、生活安全部生活環境課サイバー対策室が行う。

様式 [略]